

能勢町

第7期障がい福祉計画 第3期障がい児福祉計画

《概要版》

はじめに

本計画は、平成30年3月に策定した第3期能勢町障がい者計画の基本理念に基づき、障害者総合支援法及び児童福祉法の趣旨、第6期能勢町障がい福祉計画・第2期能勢町障がい児福祉計画の進捗状況及び目標数値を踏まえ、国の基本指針及び、大阪府の考え方に則して、令和8年度までの障害福祉サービス等の具体的な数値目標を掲げ、各年度における施策の一層の充実を図ることを目的としています。

計画期間

本計画の期間は、令和6年度から令和8年度の3年間となります。計画の進捗状況については、評価・点検を行い、施策、事業の推進を図ります。また、必要に応じて計画内容を随時見直すこととします。

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度
障がい者計画	第3期			第4期					
障がい福祉計画	見直し	第7期		第8期			第9期		
障がい児福祉計画	見直し	第3期		第4期			第5期		

基本理念と基本方針

基本理念

住民の誰もが相互に人格と個性を尊重し、
支えあい共に生きるまち

基本方針

- (1) 障がいのある方等の自己決定の尊重と意思決定の支援
- (2) 障がい種別によらない一元的な障がい福祉サービスの実施
- (3) 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続支援、
就労支援等の課題に対応したサービス体制の整備
- (4) 地域共生社会の実現に向けた取組
- (5) 障がいのある子どもの健やかな育成のための発達支援
- (6) 障がい福祉人材の確保・定着
- (7) 障がいのある方の社会参加を支える取組

第7期障がい福祉計画

1. 成果目標

国の基本指針及び、大阪府の考え方を踏まえ、令和8年度を目標年度として、障がい福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標（成果目標）を設定しています。

1) 施設入所者の地域生活への移行

介護者の高齢化や当事者の重度化、グループホームなどの受け皿等の確保や国の基本指針、大阪府の基本的な考え方を考慮して、令和8年度末までに令和4年度末時点の施設入所者の6%に当たる1人が地域生活へ移行することとし、令和8年度末までに令和4年度末時点の施設入所者の1.7%に当たる1人を削減することを目標として設定します。

	令和4年度末(2022年度末)実績	令和8年度末(2026年度末)目標
施設入所者数	11人	10人
削減数 [削減率]	—	1人 [1.7%以上]
地域移行者数 [移行率]	—	1人 [6%以上]

2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障がい者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数を325.3日以上とし、精神病床における1年以上長期入院患者数においては、令和8年6月末の精神病床における1年以上の長期入院患者数を10人に目標値を設定します。また、精神病床における早期退院率は3か月時点68.9%以上、6か月時点84.5%以上、1年時点91%以上と目標値を設定します。

3) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

地域生活支援拠点（面的整備型）の機能充実のため、支援体制とネットワーク強化に取り組み、PDCAサイクルの視点で、毎年1回以上、運用状況の検証・検討を行い、機能の充実に図ります。また、地域自立支援協議会等を通じて、強度行動障がいを有する者に対する支援ニーズの把握や情報共有等による、支援体制の整備に努めます。

4) 福祉施設から一般就労への移行等

就労定着支援事業の利用者数については、令和8年度末の利用者数を令和3年度末実績の1.41倍以上とすることを基本とし、就労定着率については、令和8年度の就労定着支援事業の利用終了後の一定期間における就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合を2割5分以上になるよう、目標値として設定します。

一般就労移行者数	令和8年度	(参考)令和4年度実績
就労移行支援事業等(全体)	4人	1人
就労移行支援	2人	1人
就労継続支援A型	1人	0人
就労継続支援B型	1人	0人
一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所	6割以上	—
	令和8年度	(参考)令和3年度実績
就労定着支援事業の利用者数(人/月)	5人/月	3人/月
就労定着率が7割以上の就労定着支援事業所の割合	2割5分以上	2割5分以上
	令和8年度	(参考)令和3年度
就労継続支援(B型)事業所の工賃の平均月額	16,840円	16,038円

5) 相談支援体制の充実・強化等

地域の様々な相談を受け、伴走支援を中心的に担う基幹相談支援センターの機能充実と広報を図ります。また、令和8年度末までに、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等の取組を行うために必要な協議会の体制を確保します。

6) 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

報酬の審査体制の強化等に取り組み、効果的な方法で実施します。また、広域福祉課が実施する指定障害福祉サービス事業者に対する指導結果の情報共有を行い、引き続き広域福祉課との連携体制の強化に努めます。

2. 活動指標（見込量）

令和6年度から令和8年度までの各年度の障がい福祉サービス、相談支援及び障がい支援等の各分野における取組状況を分析するための活動指標（見込量）を設定し、障がい福祉サービス等の充実を図っていきます。

（1）訪問系サービス・短期入所サービス

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅介護	人/月	24	24	24
	時間/月	332	332	332
重度訪問介護	人/月	1	1	1
	時間/月	30	30	30
同行援護	人/月	2	2	2
	時間/月	34	34	34
短期入所	人/月	7	7	7
	時間/月	54	54	54

（2）日中活動系サービス

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
生活介護	人/月	38	40	42
	人日/月	539	594	653
自立訓練	人/月	2	2	2
	人日/月	17	17	17
就労移行支援	人/月	6	8	11
	人日/月	90	110	131
就労継続支援A型	人/月	12	12	12
	人日/月	197	197	197
就労継続支援B型	人/月	37	37	37
	人日/月	462	462	462
就労選択支援	人/月	—	3	3
就労定着支援	人/月	3	3	3
療養介護	人/月	1	1	1

※就労選択は令和7年度からの実施になるため、令和6年度の見込量は0としています。

（3）居住系サービス

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
自立生活援助	人/月	3	3	3
共同生活援助 （グループホーム）	人/月	19	19	19
施設入所支援	人/月	11	11	11

(4) 相談支援・地域移行支援・地域定着支援

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画相談支援	人/月	18	18	18
地域移行支援	人/月	3	3	3
地域定着支援	人/月	3	3	3

(5) 地域生活支援拠点等

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域生活支援拠点の設置	か所	1	1	1
地域生活支援拠点等のコーディネーターの配置	人	0	0	1
地域生活支援距離移転等の検証及び検討の実施	回/年	1	1	1

(6) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	回/年	1	1	1
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	人/年	7	7	7
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	回/年	1	1	1
精神障がい者の地域移行支援	人/月	1	1	1
精神障がい者の地域定着支援	人/月	1	1	1
精神障がい者の共同生活援助（グループホーム）	人/月	2	2	2
精神障がい者の自立生活援助	人/月	1	1	1
精神障がい者の自立訓練（生活訓練）	人/月	1	1	1

(7) 相談支援の充実・強化のための取組

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
基幹相談支援センターの設置	有無	有	有	有
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・援助	件/年	1	1	1
地域の相談支援事業者の人材育成の支援	件/年	1	1	1
地域の相談機関との連携強化の取組	回/年	1	1	1
個別事例の支援内容の検証	回/年	1	1	1
基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置	人	1	1	1
協議会における相談支援事業所の参画による事例検討の実施	回/年	2	2	2
協議会における相談支援事業所の参画事業者数	事業者/年	3	3	3
協議会の専門部会の設置	回/年	1	1	1

(8) 障がい福祉サービスの質を向上させるための取組

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
障がい福祉サービス等に係る各種研修の活用	人/年	3	3	3
障がい福祉サービス事業所等に対する指導監査の結果の共有	回/年	1	1	1

(9) 地域生活支援事業

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
理解促進研修・啓発事業	有無	有	有	有
相談支援事業等				
障がい者相談支援事業	か所	2	2	2
基幹相談支援センター等機能強化事業	有無	有	有	有
障がい者虐待防止センター	か所	1	1	1
成年後見制度利用支援事業	人/年	1	1	1
意思疎通支援事業				
手話通訳者派遣事業	件/年	16	16	16
要約筆記者派遣事業	件/年	1	1	1
日常生活用具給付等事業				
介護・訓練支援用具	件/年	1	1	1
自立生活支援用具	件/年	1	1	1
在宅療養等支援用具	件/年	3	3	3
情報・意思疎通支援用具	件/年	3	3	3
排泄管理支援用具	件/年	376	376	376
居宅生活動作補助用具(住宅改修費)	件/年	2	2	2
移動支援事業	人/年	9	9	9
	時間/年	274	274	274
地域活動支援センター事業	か所	2	2	2
	人/年	1	1	1
地域自立支援協議会	回/年	2	2	2
(任意事業)				
日中一時支援事業	人/年	9	9	9
	人日/年	810	810	810

※任意事業とは、地域生活支援事業のうち、市町村の判断で地域における障がいの方の生活を支えるために必要な事業のことです。

第3期障がい児福祉計画

1. 成果目標

国の基本指針及び、大阪府の考え方を踏まえ、令和8年度を目標年度として、障がい児福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標（成果目標）を設定しています。

1) 重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実

児童発達支援センターの設置については、本町又は障がい保健福祉圏域での設置に向けて関係市町と連携して取り組みます。また、令和8年度末までに、障がいのある子どもの地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制の構築に努めます。

2) 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所数

主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を本町又は障がい保健福祉圏域に少なくとも1か所、令和8年度末までに確保することに努めます。

3) 医療的ケア児支援の協議の場の設置及び医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置

協議の場となる地域自立支援協議会やその専門部会を通して、医療的ケアを要する重症心身障がい児者等に関する情報共有を行い、ニーズや課題、対応策等について検討を行い、支援体制の強化に努めます。また、医療的ケア児等コーディネーターについては、本町の実情に応じて配置することをめざします。

2. 活動指標（見込量）

令和6年度から令和8年度までの各年度の障がい児支援の取組状況を分析するための活動指標（見込量）を設定し、障がい児福祉サービス等の充実を図っていきます。

（1）障がい児通所支援・障がい児相談支援

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
児童発達支援	人/月	8	8	8
	人日/月	35	35	35
放課後等デイサービス	人/月	10	10	10
	人日/月	76	76	76
障がい児相談支援	人/月	2	2	2

（2）医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置

			令和6年度	令和7年度	令和8年度
医療的ケア児等 コーディネーター配置人数	福祉関係	人	1	1	1
	医療関係	人	1	1	1

（3）発達障がい児等に対する支援

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数	人/年	0	3	3
ペアレントメンター	人	0	3	6

■ 子ども・子育て支援事業等の需要量及び提供体制

障がいの有無にかかわらず、子どもが共に成長できるよう、地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するため、障がいのある児童に係る子ども・子育て支援等の利用ニーズの把握及びその提供体制の整備に努める必要があります。そのため「障がい児福祉計画」は、保育・幼児教育や子育て支援サービス等について定める「子ども・子育て支援事業計画」との調和を保ちながら、子育て支援施策との緊密な連携を図り、障がいのある児童や特別な配慮を必要とする児童の受け入れに関する定量的な目標について、次のように設定します。

《年間の利用量見込み》

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
子ども・子育て支援等の利用ニーズ	人	17	17	17

※令和5年9月30日時点における18歳未満の障がいのある子どもに交付されている「障害福祉サービス受給者証」の数値を基にしています。

計画の推進体制

1

計画の推進体制

(1) 庁内連携の強化

(2) 自立支援協議会の活性化の促進

(3) 関係機関・団体、近隣市町などとの連携・ネットワーク

2

計画の推進に向けて

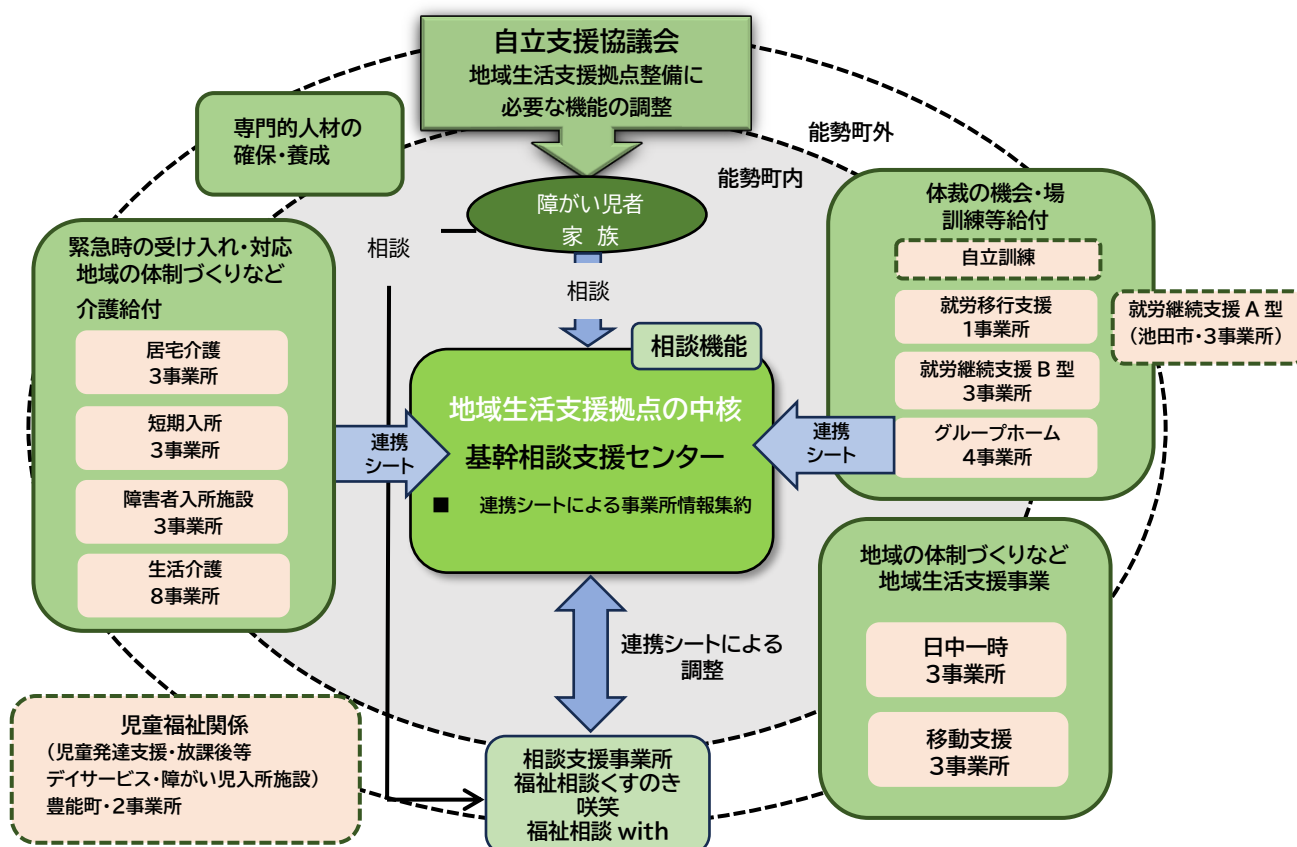
(1) 地域における包括支援体制の構築

障がいのある方の地域での生活を地域全体で支え合う地域生活支援拠点の機能及び役割の強化・充実に取り組みます。

地域生活支援拠点とは

障がい者の重度化・高齢化や親亡き後を見据え、居住支援のための機能（相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場、専門の人材の確保・養成、地域体制づくり）を持った障がい者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制をいう。

図. 地域生活支援拠点整備（面的整備）のイメージ



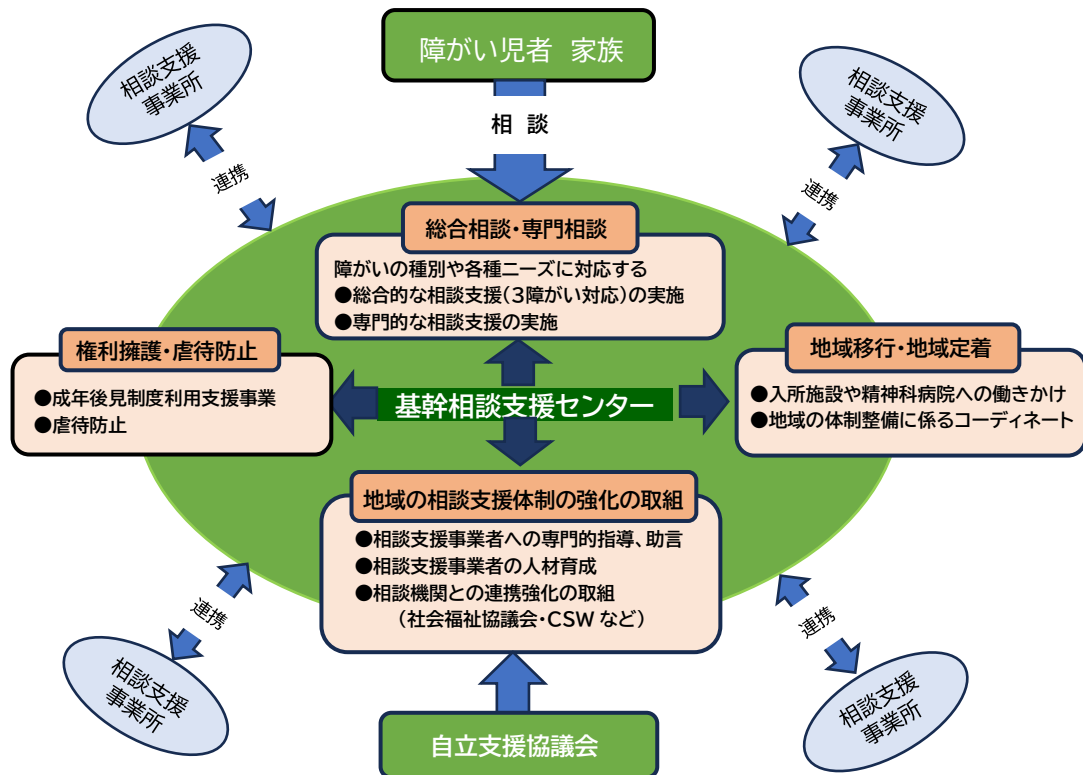
(2) 相談支援体制の充実

相談支援を適切に実施していくため、能勢町社会福祉協議会やコミュニティソーシャルワーカーなどを含めた地域の様々な相談機能を生かした相談支援体制の充実・強化が求められています。地域の様々な相談機能との有機的な連携により、地域生活支援拠点の中核として、基幹相談支援センターの有効的・効果的な活用を図っていきます。

基幹相談支援センターとは

地域の相談支援の拠点として総合的な相談業務（身体障がい・知的障がい・精神障がい）及び成年後見制度利用支援事業を実施する。また、地域の実情に応じて、総合相談・専門相談、地域移行・地域定着、地域の相談支援体制の強化の取組、権利擁護・虐待防止のための業務を担う。

図. 基幹相談支援センターの役割のイメージ



(3) 障がいのある方等に対する虐待の防止・差別の解消の推進

- ①障がいのある方等に対する虐待の防止
- ②差別の解消の推進

(4) 人材の育成と確保

(5) 能勢町の特性を生かした取組の推進

(6) 障がい福祉の総合的な取組

- ①地域や職場における理解の促進
- ②わかりやすい情報提供の推進
- ③災害時における支援体制の確立

第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画 《概要版》

令和6年3月

発行：能勢町

編集：能勢町福祉部福祉課

〒563-0351 大阪府豊能郡能勢町栗栖 82 番地の1

TEL：072-731-2150

FAX：072-731-2151